

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年11月26日)

- 1 知事会議等について 【企画課】・・・1ページ
- 2 鳥取県青少年健全育成条例の改正（素案）に係るパブリックコメント
の実施について 【青少年・文教課】・・・13ページ
- 3 新生公立鳥取環境大学設立協議会における検討・取組状況
【新生公立大学設立準備室】・・・別紙

企 画 部

知事会議等について

平成22年11月26日
企 画 課

1 中国地方知事会議（11月17日開催）

11月17日（水）、鳥取市内で開催された中国地方知事会議の概要は、次のとおりです。

(1) 次の項目について意見交換を行い、共同アピールを採択した。

- 地域主権改革の着実な推進について
- 地方税財源の充実強化について
- 地域農林水産業の振興について
- 社会資本・交通機能の整備充実について
- 地域医療の確保及び医療制度改革等について
- 地域の経済雇用対策について

(2) 国の出先機関廃止に伴う地方への移管事務の受入体制の検討に係る中間報告を踏まえ、意見交換を行った。

- 中国地方知事会の基本姿勢として、全体的に受ける用意があるということで一致し、国が公表を予定しているアクション・プランの動向も踏まえながら、引き続き検討していくこととした。

2 近畿ブロック知事会議（11月12日開催）

11月12日（金）、大阪市内で開催された近畿ブロック知事会議の概要は、次のとおりです。

(1) 次の項目について意見交換を行い、今後の方向性について合意した。

ア 真の地域主権の確立について

○国の出先機関の廃止（地方への移管）について

- ・地域主権戦略大綱において「手上げ方式」による国の出先機関の地方への優先的な移譲等が定められていることを踏まえ、国が出先機関を手放そうとしない状況を打開するため、地方整備局、ハローワーク（職業斡旋）、環境事務所などについて、事務・権限・人員・財源などを広域連合で丸ごと受け入れていく方針のもと、今後、国等へ主張していくことを合意した。
- ・本県が主張する労働行政の地方一元化に関し、ポリテクセンター（職業訓練）について、財源（雇用保険特会等）と併せた地方への移管を主張していくことを合意した。

○総合特区制度の充実について

- ・国へアイデアを提案中の総合特区制度の各テーマについて、提案団体以外にも広域連携が可能なテーマもあることから、共同提案に名を連ねていない団体についても、必要に応じ、今後さらに連携して取組を進めていくことを確認した。

イ 広域的環境対策の推進について

- CO₂排出削減・吸収クレジットの広域的な活用について

- ・ 関西広域連合の環境分野の幹事県である滋賀県が、今後関係府県の制度等の調査を行い、広域連合での推進方策を検討していくこととした。
- 高速道路へのEV急速充電器の設置普及について
- ・ 近畿ブロック内での設置普及を進めていく基本的な方向性について確認した。

(2) 山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワークへの加盟認定について各府県知事へ報告し、関西の広域連携のモデルプロジェクトとして、今後観光の分野において取り組んでいくことについて確認した。

3 中四国サミット（10月26日開催）

10月26日（火）、高知市内で開催された中四国サミットの概要は、次のとおりです。

- (1) 次の項目について意見交換を行い、中四国9県及び中国・四国経済連合会により共同アピールを採択した。
- 分権型社会の実現に向けた改革の推進について
 - 高速道路ネットワークの整備等について
- (2) 東アジア（中国等）からの観光客の誘客対策について意見交換を行い、次のとおり中四国9県及び中国・四国経済連合会が合意した。
- 中国人等の観光客にとって魅力的と思われる温泉、歴史的建造物、自然景観等の観光資源を組み合わせた周遊ルートを設定する。
 - 各県の観光部局のホームページに相互リンクを貼る。

4 地方発の分権型社会を考えるフォーラム（10月31日開催）

10月31日（日）、全国の議会議員等行政関係者、鳥取県民等約350名の参加を得て鳥取市内で開催したフォーラムの概要は、次のとおりです。

- (1) 基調講演として、北川正恭氏（早稲田大学大学院教授）が、歴史を踏まえた地方分権・地域主権の議論の動きを解説し、併せて、各地域間の善政競争と説明責任が果たせる自治体づくりに対する期待感を示した。
- (2) 勝谷誠彦氏（コラムニスト）のコーディネートにより、基調講演者の北川正恭氏、古川佐賀県知事、尾崎高知県知事及び平井鳥取県知事の4名が、住民主体の分権型社会システムの在り方について議論を行い、最後に、分権型社会の確立に向けたアピールを行った。

【参考】共同アピール等

1 中国地方知事会議に係る共同アピール

(1) 地域主権改革の着実な推進について

今後の地域主権改革の羅針盤となるべき地域主権戦略大綱(以下「大綱」という。)が本年6月に閣議決定され、地域主権改革は、政治決断による実行の段階に入って既に約半年が経過しようとしている。

しかしながら、改革の実現に不可欠な地域主権関連3法案については、地方が早期成立を再三求めてきたにもかかわらず現在も継続審議となっている。また、大綱そのものも、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲については、地方分権改革推進委員会の勧告に沿ったさらなる積み増しが必要であること、国の出先機関の原則廃止については、具体的な内容や制度設計・工程に踏み込んでいないことなど、地方の自由度を拡大し、自主性・自立性を高める改革の主旨からは、必ずしも十分なものとはなっていない上、大綱を受けた各府省の検討状況も、極めて消極的なものとなっている。

政府においては、「地域主権」の理念を十分に踏まえ、「衆参ねじれ」の中で地域主権改革が停滞することのないよう、最大限の努力を尽くしながら、特に次の事項を着実に実現するよう強く要請する。

1 地域主権関連3法案の早期成立

今後の地域主権改革の実現に不可欠な地域主権関連3法案について、与野党双方において真摯に協議を進め、今臨時国会において一刻も早く成立させること。

2 国と地方の役割分担の明確化

地域のことは地域自らが責任を持って行うという基本理念があらゆる改革の出発点であることを銘記し、国と地方の役割分担を一層明確にした上で、地域主権改革に取り組むこと。

なお、直轄事業負担金については、平成25年度までの早い時期での廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早期に策定すること。その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないように配慮すること。

3 義務付け・枠付けの見直し、権限移譲の推進

大綱に示された内容の確実な実施はもとより、地方分権改革推進委員会の累次の勧告の完全実施を基本に、地方の自主性・裁量権の拡大に向け、見直し項目及び移譲する項目をさらに積み増すこと。

4 国の出先機関の原則廃止

8月末に各府省が行った出先機関の事務・権限の自己仕分けは、地方移譲とされたものが1割程度にとどまる極めて不十分な内容であった。このため、本年末を目途に策定される「アクション・プラン(仮称)」においては、大綱で示された「原則廃止の姿勢の下、ゼロベースで見直す」との方針に沿って、移譲事務・権限の内容や具体的な工程、財源の移譲等について明らかにし、政治主導による大胆な改革を進めること。

また、国から地方への業務の移管に当たっては、人件費も含め、事業実施に必要な財源等を国において確実に措置すること。

5 国と地方の十分な協議

法制化が進められている「国と地方の協議の場」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、地方の実情や地方の声が十分反映されるよう、実質的な協議が行われる実効性のある場とすること。

特に、地方税財源の充実・強化や、一括交付金制度等の地方行財政制度及び地方の行財政運営に影響を及ぼす施策の制度設計に当たっては、法案の成立を待つまでもなく、地方の実情や意見を十分聴取するとともに、政策への反映を図ること。

とりわけ、子ども手当の平成23年度以降の制度設計については、地方の意見を十分反映した内容とし、全国一律の現金給付については全額国庫負担とすること。

(2) 地方税財源の充実強化について

本年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、「地方税財源の充実確保」は、一つの柱と位置付けられ、地域主権を支える財政基盤の確立のため、「国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す」ことを明記している。

しかしながら、財政面での地域主権改革の柱となる一括交付金化については、制度本来の目的が地方の自由度を高めることにあるにもかかわらず、国の財源捻出の手段としての議論がみられるとともに、関係省庁の消極姿勢が鮮明となっている。

また、地方交付税についても、平成23年度の概算要求で前年度とほぼ同額を確保することで、地方の安定的な財政運営に必要な財源確保を目指しているが、社会保障分野など、増大する地方の役割に対し、その役割に見合った税財源が十分確保されるか不透明な状態である。

このような地方財政の危機的な状況を踏まえ、地域主権型社会に相応しい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 6月に閣議決定された財政運営戦略において、「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

また、法定率の引上げによる交付税の増額や、それに伴う臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方の一般財源総額を安定的に確保すること。

さらに、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

(2) 一括交付金の導入に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の意見を十分に踏まえながら、国の関与をできる限り排し、実質的に地方の自主財源への転換が図られるよう制度設計すること。

加えて、一括交付金化を決して国の歳出削減の手段とせず、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、現行補助金等の総額の維持を基本に所要の予算総額を確実に確保するとともに、配分に当たっては、財政力が弱く、社会資本整備が遅れた地方のニーズに配慮すること。

2 地域主権型地方税制の確立

(1) 地域主権の下、地方公共団体が住民ニーズに応じた行政運営を行うためには、一般財源の充実により、自主的・自律的な財政基盤を確立させることが不可欠である。このため、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと。

(2) 税財源の移譲に伴い、地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の復元・充実を基本として、財源調整及び財源保障のための制度を検討すること。

(3) 地方において、今後確実に増大が見込まれる社会保障や住民生活に必須の行政サービスが安定的に提供できるよう、税源の偏在が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的な改革を早急に行うこと。なお、地方消費税の引上げは、経済状況に配慮しつつ、更なる行財政改革の断行と国民の理解を前提に、低

所得者等の負担にも配慮した上で実現を図ること。

- (4) 地球温暖化対策をはじめとする環境政策の推進に当たっては、地方自治体も大きな役割を担っていることから、新たな環境関連地方税を創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを導入すること。

また、国が地球温暖化対策税を創設する場合には、特定の地域や産業へ過度の負担が生じないように十分配慮するとともに、その一定割合を地方税財源とすること。

(3) 地域農林水産業の振興について

農林水産業を取り巻く環境は、生産物価格の下落、米の需要低迷、安価な輸入品との競合、担い手の減少、高齢化等、厳しい課題に直面している。

一方で、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農地や森林の有する公益性や多面的機能に対する住民の期待が高まっている。

これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を地域が主体的・総合的に実施し、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

また、国においては農業の戸別所得補償制度を本格実施するとしているが、モデル事業等で明らかになる課題への対応も必要となっている。

さらに、平成20年産米の大量在庫や平成21年産米の生産過剰により、平成22年6月末の米在庫量が前年よりも18万t増加しており、平成22年産米の価格は前年同期に比べ大幅に下落している。

については、次の事項について強く要請する。

1 農業者戸別所得補償制度及び林業・水産業における新たな制度設計等

- (1) 農業の戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、生産規模が小さく生産コストの高い中国地方が不利にならないよう、地域性に配慮した単価設定とすること。また、米価下落時に的確に対応できる十分な財源を確保するとともに、集落営農法人など持続可能な経営体育成を促進する加算措置を講じること。併せて制度の内容を早期に明確化すること。

- (2) 新たに創設される産地資金の各都道府県への配分においては、地域特産物の振興等に支障が生じないように、十分な予算措置を講じること。

- (3) 果樹等について、地域の特性に合った付加価値の高い作物の生産及び果樹農家の経営安定を推進できる仕組みを制度化するとともに、十分な財源措置を講じること。

- (4) 制度の実施が見送られた畜産・酪農分野については、現行の経営安定対策の充実強化を図ること。

- (5) 事業実施主体の整理統合に当たっては、地方自治体の意見、農業団体等が担っている役割などの現状を踏まえた実効性のある体制となるよう検討するとともに、財源確保、事務手続きの簡素化に努めること。

- (6) 「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」については、森の荒廃を招くことのないよう、森林所有者等の意見を踏まえて、慎重に制度を構築すること。「資源管理・漁業所得補償対策」の導入に当たっては、地方の実態を踏まえ、漁業者が取り組みやすく過大な負担とならない制度となるよう、地方の意見を十分に反映させること。

- (7) 新たに創設される「鳥獣被害緊急総合対策」の実施に当たっては、鳥獣被害が深刻な中国地方の実態等に即し、水稻や野菜、果樹を対象とするなど、継続的かつ弾力的な制度とすること。

2 米の需給調整の実効性確保

米の生産数量目標に基づく生産による需給調整システムを堅持し、平成23年度

から行うこととしている棚上げ備蓄の確実かつ適切な時期での実施などにより、今後の需給調整の実効性を確保するとともに戸別所得補償制度を有効に機能する制度とすること。

3 口蹄疫の侵入防止と発生時の対応に係る万全の措置

今後の口蹄疫発生に備えて、宮崎県で発生した口蹄疫の感染経路を解明し、ウイルスの侵入防止対策の再構築を図ること。

また、今後、恒常的な対応が可能となるよう、家畜伝染病予防法を早期に改定し、併せて口蹄疫防疫指針も改定すること。

口蹄疫が発生した場合、発生県のみでの対応が困難となる場合も想定されることから、発生後直ちに都道府県を越えて家畜防疫員を派遣できる体制を構築すること。

4 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に係る関係国協議と地域農業の振興

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）への参加は、貿易・投資などの完全な自由化が図られ、経済的にも大きな効果が見込まれる一方、農業に関しては、生産条件の不利な中山間地域を多く抱える中国地方においては極めて大きな影響を受けるとともに、洪水防止や水源涵養などの多面的機能も失われるおそれがある。

このため、関係国との協議を進めるに当たっては、農業経営や農業が果たしている多面的機能に与える影響にも配慮するとともに、十分な国民的議論を経て方針を決定すること。

（4）社会資本・交通機能の整備充実について

平成22年度の社会資本整備予算に関しては、前年度に比べ18%を超える大幅な削減となっており、極めて厳しい状況にある。

平成23年度の概算要求では、概ね平成22年度と同水準となっているが、これは「元氣な日本復活特別枠」を含めたものであり、この特別枠が措置されなければ更に大幅な削減となる。また、「地域再生基盤強化交付金」や「山のみち地域づくり交付金」の代替措置を明らかにすることなく概算要求が見送られており、大きな影響が生じることが懸念される。

一方、高速道路については、今なお「空白地帯」が存在し、こうした地域は、企業誘致、観光振興、地場産品の市場拡大など、産業の振興等を図る上で大きなハンディキャップを負っている。

また、空港・港湾については、経済成長が著しい中国や東南アジア諸国との交流や交易を促進するための十分な機能が備わっていないことから、国際競争力強化の足枷となっており、地方における空港・港湾を取り巻く環境がますます厳しさを増す中で、とりわけ国際定期便・国際海上物流の維持・拡充は、地方における国際交流の促進や経済活性化にとって不可欠となっている。

さらに、中山間地域や島嶼部等においては、過疎化・少子高齢化の進展などにより、生活バス路線や航路等の地域交通の確保が極めて困難になっており、地方航空路線についても、景気後退の影響もあって、減便・撤退が各地で発生し、深刻な問題となっている。

このような状況の中、必要な社会資本の着実かつ効率的な整備や交通機能の充実を進めるため、次の事項について強く要請する。

1 地方の社会資本整備に必要な予算の確保

(1) 国・地方がそれぞれの役割に応じて、計画的に社会資本整備を進められるよう、必要な予算総額を確保すること。

また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れた地域や財政力の弱い自治体に配慮すること。

(2) 「地域再生基盤強化交付金」及び「山のみち地域づくり交付金」を廃止する場合には、適切な代替措置等を講じること。

(3) 農業農村整備事業の概算要求は、前年度に大幅に削減された水準のままであり、今後、農業農村整備関係の社会資本整備を計画的に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

2 高速道路ネットワークの整備促進

(1) 高速道路ネットワークについては、地域間格差を是正し地域主権を確立するためにも、完成目標を明らかにした上で、公平性の観点から国の責任において早期に完成させること。

特に、日本海側のルートは極めて遅れており、山陰道の未着手区間について事業着手の為の手続きを速やかに行うとともに、国土ミッシングリンク解消に必要な予算を確実に確保して、重点的・計画的に整備を進めること。

(2) 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化や、姫路鳥取線、尾道松江線など事業中の高速道路について、事業効果を早期に発現させるため、一層の整備促進を行うこと。

3 国際交流・物流拠点となる空港・港湾の機能の充実

(1) 国際・国内交流基盤である空港や港湾の機能充実に向けてC I Q体制の拡充などの支援措置を講じること。

(2) 資源等の国際バルク貨物輸送における拠点となる瀬戸内海の港湾及び北東アジアとの貿易を促進するための日本海側の拠点となる港湾を早期に選定するなど、港湾機能の充実・強化を図ること。

4 地域交通機能の整備・充実等

(1) 道路、空港、港湾、鉄道等で構成される総合的な地域交通網は、地域資源の活用による競争力の向上や地方の自立的な発展のために不可欠であり、国民に対し公平な移動を保障するという国家的見地から総合的・体系的に整備を進めること。

特に、中山間地域や島嶼部における生活バス路線や航路等の地域交通の維持確保について、国において支援策を充実強化すること。

(2) 航空路線が大都市等とを結ぶ重要な交通手段となっている地域においては、その公共的な役割を踏まえて、国としても一定の支援を行うとともに、運航会社も含め協議の場を設けるなど、新たな仕組みづくりを行うこと。

(3) 高速道路等の料金制度については、地域活性化の効果や地域生活及び公共交通機関への影響、見直しに必要となる財源や高速道路整備のあり方等を示した上で、地方の意見を十分に踏まえ検討すること。

また、遅れている地方の高速道路建設に影響が生じないように、高速道路建設に必要な財源を確保するとともに、フェリー、鉄道、バス等の公共交通機関への影響は、国の主体的な責任において、事業継続が可能となる支援措置を講じること。

5 地方の意見及び地域の実情の反映

新たな治水対策の検討や高速道路整備のあり方・事業化の検討など、社会資本整備に関する制度・方針の変更や新たな制度の構築等を行おうとする場合には、「国と地方の協議の場」等で十分に協議するなど、幅広く地方の声を聴く機会を設け、地方の意見や実情を十分反映すること。

(5) 地域医療の確保及び医療制度改革等について

近年、医師不足を背景に地域医療体制は危機的な状況にあり、中山間地域や離島等の医療体制が損なわれるとともに、都市部においても、救急医療体制の確保が喫緊の課題となるなど、地域の実情に応じた実効性のある施策を進める必要がある。

また、医療保険制度は、国民にとって必要な医療を提供する安心の基盤であり、新た

な高齢者医療制度の設計に当たっては、将来にわたり持続可能な制度として再構築されなければならない。

さらに、妊婦の健康管理は極めて重要であり、妊婦健康診査については、平成20年度第2次補正予算により公費助成の拡充が行われ、市町村事業としてこれまで実施されてきたところであるが、安全・安心な妊娠と出産のためには、今後の恒久的な実施に対する期待が非常に大きい。

一方、医療制度は、国による法制等により規定される部分が大きく、制度の設計や事業の運用を行う責任にある政府においては、地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たしうるための適切かつ迅速な対応が必要であることから、次の事項について強く要請する。

1 医師・看護職員確保対策の推進

医師の地域による偏在や診療科による偏在の解消に向け、医師不足の地域や診療科に医師が定着するための取組みの充実や制度の見直しを図るなど、総合的な医師・看護職員確保対策を更に強化するため、次のことに取り組むこと。

(1) 医師の養成・供給システムの見直し

- ・ 関係学会や医師会との連携により、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成すること。さらに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導する仕組みを構築すること。
- ・ 地域医療においては、特に総合的に患者を診る能力を有する医師が求められており、そうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。
- ・ 地域で実施する医師確保対策や医師養成対策について、必要な財源措置を行うなど支援の充実を図ること。

(2) 医療の担い手を支える環境づくり

- ・ 離島・中山間地域はもとより、医師不足が深刻な地域にある病院での勤務や、産科など不足する診療科での勤務を誘導するためには、そこで勤務する医師に対する処遇を手厚くする必要がある、診療報酬による誘導だけでなく、国において医師の処遇改善に直接つながる補助金などによる恒久的な財政支援の仕組みを構築すること。
- ・ 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- ・ 国において本年度取りまとめられる「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成、離職防止、再就業促進等の取組みに対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員の安定確保対策を講じること。
- ・ 勤務医・看護職員の過重勤務解消のため、医療の現状、医療の利用の仕方などについて、国民への広報・啓発を強化すること。

2 新たな高齢者医療制度等の制度設計と財源措置

- (1) 新たな高齢者医療制度の設計に当たっては、今後の少子高齢社会を見据え、費用負担等に関する全国で開催された公聴会での意見等、地方の意見を十分に反映させるとともに、国民的な議論を経て国民の理解を得た上で、制度構築すること。
- (2) 財源措置について、持続可能な医療保険制度とするためには、恒久的で安定した公費の確保が不可欠であり、医療費の将来推計等を国民に丁寧に説明した上で、税制改革を含めた国の方針を明らかにするとともに、地方に負担を転嫁することなく、国において必要な財源を確保すること。
- (3) 国民や保険者、地方公共団体等の現場に大きな混乱が生じることなく、新たな医療保険制度が円滑に導入されるよう、システム改修等において十分な移行期間を確

保するとともに、国民への制度の周知徹底を図ること。

(4) 市町村国民健康保険の広域化については、所得の低い退職者・失業者の加入や平均年齢が高いことによる高額な医療費などの構造的課題について議論が尽くされておらず、こうした課題の抜本的な解決を図る視点から検討すべきであり、拙速な方針決定は行わないこと。

3 妊婦健康診査の公費助成の恒久化

安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、市町村が実施する妊婦健康診査の公費助成が安定的に継続できるよう、国において恒久的な財源措置を行うこと。

(6) 地域の経済雇用対策について

中国地方の経済は、世界的な金融危機の影響による景気後退から持ち直してきたものの、急激な円高やデフレの進行等による国内生産拠点の海外移転の加速化や、中小企業の一層の経営状況の悪化が懸念されるなど、先行きが依然として不透明な状況にある。

雇用においても、有効求人倍率の低迷や来春新卒求人数の伸び悩みなど厳しい状況が続いている。

こうした中、政府・日銀は、為替介入や政策金利の引下げなどの措置を講じるとともに、政府においては、9月10日に閣議決定した「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に基づく緊急対策を実施し、地方においても、国の施策の活用などにより独自の経済対策を講じているところであるが、景気回復のペースは鈍化しており、引き続き切れ目のない迅速な対策が求められている。

10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に関する補正予算が、現在、国会で審議されているところであるが、地方の厳しい経済雇用状況の一刻も早い改善に向けて、次の事項に積極的に取り組むよう強く要請する。

1 「緊急総合経済対策」の速やかな実施等

国の補正予算に盛り込まれた「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」には、新卒者・若年者雇用対策や高速道路ネットワーク整備による国土ミッシングリンクの解消を始め、地域の雇用・経済の立て直しに必要な取組みが含まれていることから、対策に掲げた施策を速やかに実施すること。

施策の制度設計に当たっては、地域のニーズや創意工夫による施策実施が可能となるよう、地方の実情等を十分に反映させること。

2 新成長戦略の地方視点での実施及び前倒し

新成長戦略の環境・エネルギー、健康（医療・介護）、観光などの各成長分野の推進においては、地方の中小企業の競争力を強化し、我が国産業全体の底上げを図るため、特に次の施策について、地方視点での推進並びに施策の積極的な前倒し実施を行うこと。

- ・ 次世代自動車については、地方経済活性化の大きな起爆剤になり得ることから、開発・普及についての補助制度を創設・拡充するなど、積極的に推進すること。
- ・ 法人税率については、企業の首都圏偏在の是正の観点から、国内企業の地方分散を促すための税制についても検討すること。
- ・ 地域の自立的な取組みに基づく地域活性化を支援する「総合特区制度」については、地域の創意工夫を活かした取組みが十分実施できるよう、その障害となっている規制の緩和、税制・財政・金融上の支援措置等を行うこと。

3 中小企業への支援及び雇用対策

(1) 地方の中小企業の厳しい実情を踏まえ、中小企業に対する資金繰り支援としての「景気対応緊急保証」及び「中小企業金融円滑化法」の期限（平成23年3月末）を延長すること。

(2) 地域の雇用情勢が厳しい中、「緊急雇用創出事業」等については、基金間及び事業間流用を可能とするとともに、雇用期間等について一層の要件緩和をするなど、地方の実情に即して弾力的に運用できるようにすること。

また、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）の地方移管を希望する県への移管が円滑に進むよう、新たな地方負担が生じない確実な財政措置を講ずるなど、国が示している移管条件の見直しを行うこと。

2 中四国サミットに係る共同アピール

(1) 分権型社会の実現に向けた改革の推進について

今日、我が国は、少子・高齢化の進行により、かつて経験したことの無い人口減少の時代へ突入しています。その進行スピードは地域によって大きく異なり、高度経済成長から成熟社会への潮流の変化なども相まって、地域ごとの社会構造や住民のニーズは、大きく変わりつつあります。

経済・雇用、社会福祉、社会資本整備など地域が抱える諸課題も、大都市圏と地方圏、都市と農山漁村など、地域ごとに多様性が増してきており、国が全国一律の基準や方針で政策を展開するシステムは、もはや限界を迎えようとしています。

こうした状況の中、地方行政が最大限の効率性をもって最大限の効果を上げていくためには、中央集権型の画一的な行政から、地域の多様性に配慮し、その実情に即した政策決定が可能となる分権型の行政システムに転換していくことが不可欠です。

しかしながら、国会では、国と地方の協議の場に関する法律案をはじめとする3法案の成立の見込みが立たず、また一方、国の出先機関の原則廃止やひもつき補助金の一括交付金化に対する各府省の消極的な対応などをみても、この改革の行く末に、我々としては懸念を持たざるを得ません。

については、地方が自ら考え、実行できる分権型社会の実現に向けて、次の事項を強く要請します。

1 国と地方の協議の場の法制化等3法案の早期成立

継続審議となっている、国と地方の協議の場の法制化や義務付け・枠付けの見直しなどに係る3法案の成立に向けて、与野党が十分に協議のうえ早急に審議を行い、一刻も早い成立を期すために全力を挙げて取り組むこと。

とりわけ、ひも付き補助金の一括交付金化や子ども手当の本格的な制度設計など、来年度予算編成に関わる重要課題が山積しており、これら諸課題の制度設計にあたっては、早急に国と地方が対等な立場で十分に協議を行い、国の施策に地方の意見をしっかりと反映できる仕組みが必要となることから、「国と地方の協議の場に関する法律案」の早期成立を図ること。

2 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

真の分権型社会を実現するため、地方の自主的・自立的な行財政運営が可能となるよう、国と地方の役割分担の抜本的な見直しを行い、次の改革を地方と十分に協議しながら実行すること。

(1) 義務付け・枠付けの更なる見直し

地方がそれぞれの地域の実情に応じて事務執行を行えるよう、累次の勧告を踏まえて、地方の自主性・裁量性の拡大に向け更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

(2) ひも付き補助金の一括交付金化

一括交付金化の目的は、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源への転換であることを明確にすること。この観点から、自由裁量の拡大に寄与しな

い義務的な補助金等は一括交付金の対象としないこと。

また、一括交付金化にあたっては、国の財源捻出の手段とすることなく、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、社会資本整備の遅れた地方にも配慮し配分する仕組みとすること。

(3) 国の出先機関の原則廃止

国の出先機関については、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素・効率化を図ることはもとより、住民ガバナンスの観点からも真摯に検討を進め、地方にできることはすべて地方に移管するという方針の下、改革に取り組むこと。

また、国から地方への業務の移管にあたっては、その人件費も含め、事業実施に必要な財源を国において確実に措置すること。

我々としても、県域を超えた広域的な受け皿が必要となる業務については、受け皿の仕組みの検討を急ぎ、適切な受入体制の確保に向け取り組んでいく。

3 国と地方の十分な協議

これらの改革を実効あるものとしていくためには、法制化される「国と地方の協議の場」において、政策の企画立案段階から国と地方が十分に協議を行い、地方の実情や地方の声がこの協議の場を通じて十分に国の政策に反映されることが不可欠であり、分科会の活用も含め、実質的な協議を行う実効性ある仕組みとして、積極的に活用を図っていくこと。

また、法案の成立を待つまでもなく、地方自治に影響を及ぼす国の政策の立案や見直しにあたっては、国と地方が十分に協議を行い、制度設計に地方の意見を的確に反映させること。

(2) 高速道路ネットワークの整備等について

地方においては、それぞれの地域の産業を活かし、安全・安心な暮らしを向上させつつ、環境や観光などの新しい分野の産業を育成し、地域の成長戦略に取り組んでいます。

しかし、中四国地域にあっては、その基盤となる高速道路ネットワークの欠落個所(国土ミッシングリンク)や暫定2車線区間が存在しており、企業誘致、観光振興、地場産品の市場拡大など、様々な分野で大きなハンディキャップを負っています。

また、中四国地域の交流、連携を促進し一体的な発展を図る上で、本州四国連絡高速道路をはじめとする既存高速道路が多くの利用者に活用され、高速道路の本来有している機能が十分に発揮されることが重要であることから、次の項目について要請します。

- 1 高速道路ネットワークの欠落個所(国土ミッシングリンク)等の早期解消については、国の責任で整備の計画を明確にするとともに、このための予算枠を設けて着実な整備を進めること。
- 2 高速道路の整備については、その維持のあり方も含め、地方の意見が十分反映される仕組みの下で早急に検討を行うこと。その際、整備の状況や自治体の財政力に配慮すること。
- 3 スマートインターチェンジの増設や、乗り継ぎ制度等の導入により、既存高速道路の有効活用を図ること。
- 4 本州四国連絡高速道路を含む高速道路等の料金については、休日上限1,000円などの料金割引が、平成23年3月末で期限切れになることを踏まえ、すべての国民が平等に使いやすい新たな料金体系を早急に構築すること。
- 5 料金体系の変更により影響を受ける公共交通機関に対して、総合的な交通体系の構築を見据え、国の責任で実情に応じた支援を実施すること。

3 地方発の分権型社会を考えるフォーラムに係るアピール「分権型社会の確立に向けた鳥取宣言」

地域が抱える課題や多様化する行政ニーズに応えるためには、地域の実情に即した政策決定が可能となる分権型の行政システムへの転換が不可欠です。

「地域のことは地域で決める。地方が自ら考え、活気に満ちた地域社会を創る。」という分権型社会の実現に向けて、ここに、地方発のアピールを行います。

○政府は、「地域のことは地域で決める」という観点で、国、都道府県、市町村の役割分担をきちんと見直し、ハローワークの地方への移管など、住民に直結する事務を行っている国の出先機関等を大胆に地方に移管・移譲すること。

○我々としても、分権型社会における行政サービス主体として、地域の担い手である地域住民と共に力を合わせ、ムダが無く、効率的で質の高い行政サービスを提供していく。

鳥取県青少年健全育成条例の改正（素案）に係る パブリックコメントの実施について

平成22年11月26日
青少年・文教課

1 趣旨

青少年の健全な成長に寄与するため、昭和55年に鳥取県青少年健全育成条例を制定して以来、必要な改正を行いながら、青少年健全育成施策を進めてきたが、平成19年の第9次改正に「平成22年度末を目途として、条例の規定及びその実施状況について検討し、必要な措置を講ずる」と規定されていることから、鳥取県青少年問題協議会の意見を踏まえ、条例の見直しを行うこととしている。

現在、鳥取県青少年健全育成条例の改正（素案）について、パブリックコメントを実施し、幅広く県民の皆さんから意見を募集しているところであり、今後、県民の意見等を踏まえながら、さらに検討を進める。

2 条例改正検討の経緯

本年5月、鳥取県青少年問題協議会に健全育成部会を設置し、現行条例の規定等を検討した結果、現在の青少年を取り巻く環境、課題を踏まえ、新たに2項目について追加するようとりまとめられ、11月15日に協議会から意見具申された。

3 改正素案の概要

(1) 青少年が使用する携帯電話による有害情報の閲覧防止措置の新設

①改正の必要性

高校生の携帯電話所持率は95%を超え、携帯電話は青少年の間に急速に普及しているが、一方で青少年が携帯電話を介して有害情報に接するトラブルが発生しており、こうしたトラブルを未然に防ぐために有効なフィルタリングサービスの利用率（30%台）の向上を図る。

②改正内容

青少年が使用する携帯電話の契約時に、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をする場合には、新たに正当な理由を記載した書面の提出を義務付ける。

(正当な理由)

- ・青少年が仕事をしており、当該サービスを利用すると仕事上著しい支障がある。
- ・青少年の障がい、病気により、当該サービスを利用すると生活上著しい支障がある。
- ・保護者が青少年の有害情報の閲覧防止のために、必要な措置を行う。

(2) 深夜における外出制限条項の新設

①改正の必要性

青少年が補導される理由の半数以上（年間2,000人超）が深夜徘徊であり、深夜徘徊が次の非行へ繋がったり、あるいは犯罪被害に遭うおそれがある。

また、コンビニ等24時間営業施設の増加に伴い、深夜時間帯に幼児同伴の保護者が買い物等をする姿も散見され、深夜時間帯への抵抗感が喪失し生活習慣が乱れる等幼児の心身の発達への悪影響が危惧されており、注意喚起が必要である。

②改正内容

保護者は、正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜(午後11時から翌日の日出前までの時間をいう)に外出させないように努めなければならない。

(正当な理由)

- ・通学、通塾、託児所等への預け、学校行事、地域行事、青少年活動、夜勤、新聞配達、急病、事故、事件、火災、初詣、祭礼等

4 パブリックコメントの実施期間

11月22日～12月21日までの1ヶ月間

5 条例改正案の附議

2月議会

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正(素案) についてご意見をお寄せください

12月21日まで

『ご意見募集』

県では、次代の鳥取県を支える青少年の健全な成長に寄与するため、鳥取県青少年健全育成条例を制定していますが、このたび青少年を取り巻く環境の変化に対応するため同条例の一部改正を予定しています。

改正内容の素案は、青少年及びその保護者を中心として県民の皆様のご意見をお寄せください。

皆様からいただいたご意見は、最終案の取りまとめにあたっての参考にしたいと考えています。お気軽に御意見をお寄せ下さい。

◇鳥取県青少年健全育成条例改正案の概要

①青少年が使用する携帯電話による有害情報閲覧防止措置条項を追加します。

○保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、一定の正当な理由を記載した書面の提出を義務付けます。

【正当な理由】

- ・青少年が仕事をしており、フィルタリングサービスを利用すると仕事上著しい支障がある。
- ・青少年の障がい、病気により、フィルタリングサービスを利用すると生活上著しい支障がある。
- ・保護者が青少年の有害情報の閲覧防止のために、必要な措置を行う。

○携帯電話関係事業者にも、契約時の説明等一定の義務を課します。

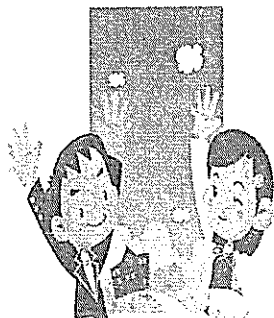


②青少年の深夜外出制限条項を追加します。

○保護者は、正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないように努めなければなりません。

◇応募先及び応募方法

- 郵 送：〒680-8570(鳥取県企画部青少年・文教課、住所記載不要)
- ファクシミリ：0857-26-8110
- 電子メール：seisyounenbunkyou@pref.tottori.jp
- 鳥取県企画部青少年・文教課のホームページ応募フォームへの入力
ホームページ：<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3326>
- 意見箱への投函：県庁県民課、各総合事務所県民局及び県立図書館に設置
※ご提出される様式は自由ですが、このチラシの裏面もご利用できます。



【お問い合わせ先】 鳥取県企画部青少年・文教課 電話 0857-26-7076